

子ども・子育て支援新制度がスタート

▶問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、4月から全国で子ども・子育て支援新制度がスタートします。

市では「みとよ すくすく子育てサポートプラン」を作成し、市が実施主体となって、就学前教育・保育や子育て支援を推進していきます。



～「みとよ すくすく子育てサポートプラン」を作成しました～

子育ての主役は保護者です。子育てに係る環境が変化している中でも、主役である保護者が不安感や孤立感を抱えず、喜びをもって子育てをしていけるよう、地域、教育・保育関係者、企業、市が子育て家庭をサポートする計画を作成しました。

今後、この計画に基づいて、より子育てしやすい環境づくりを推進していきます。

プランの特徴

1 2つの計画を一体化したプラン

次世代育成・子育て支援についての全体計画である「次世代育成支援行動計画」と、保育所・幼稚園や一時預かり事業などのニーズ量見込みと提供体制の整備計画である「子ども・子育て支援事業計画」を一体化した5年間の計画です。

2 これまでの取り組みの充実と新規の取り組みによりさらに子育てしやすい環境づくりを進めるプラン

これまで取り組んできた事業のさらなる充実

- 認定こども園への取り組み
- つどいの広場の箇所数の増加
- 一時預かりの箇所数の増加・対象者の拡大
- おむつ交換台の設置促進 など

新規の取り組み

- 利用者支援事業の実施
- 養育支援訪問事業の実施
- 「いくじい・いくばあ」への支援
- 「Myカルテ」の普及啓発 など

3 基本理念

三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる 子育て・子育てのまち

「三豊で育ち」：親が子どもに向き合っ子どもを育み、教育・保育の場で学ぶ

「三豊が育て」：地域・企業・行政など社会全体で支える子育ての実現

「三豊を育てる」：次世代を担う子どもや豊かな子育て環境が地域を活性化させ、定住を促進する

～保育所・幼稚園等を利用する皆さんへ～

支給認定証はお持ちですか

保育所・幼稚園等の利用にあたっては該当世帯に送付している「支給認定証」が必要です。大切に保管してください。これから保育所・幼稚園等の利用を希望する場合は、「支給認定申請書兼利用申込書」をご提出ください。なお、保育所の年度途中の入所受付は、入所希望月の6カ月前から2カ月前までとなりますので、ご注意ください。

また、支給認定以降、就労の状況などに変更があった場合は、変更申請が必要となります。支給認定証を添えて変更申請をしてください。



延長保育のお知らせ

保育所の利用時間が午前8時30分～午後4時30分までの8時間となる保育短時間認定を受けている人で、その8時間の前後でも保育が必要となる場合は、延長保育となり、追加料金が必要です（1時間100円）。

延長保育が必要となる場合は、必ず保育所に連絡し、新しく作成する送迎名簿に記入してください。

保育料の変更

新制度の実施に伴い、保育所・幼稚園ともに保育料が一部変更になります。保育所は「保育所入所承諾通知書」、幼稚園は「入園許可書」でお知らせしますので、ご確認ください。

<保育所の保育料>

単位：円

階層区分	保育標準時間		保育短時間	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
① 生活保護世帯	0	0	0	0
② 市民税非課税世帯	8,000	6,000	7,800	5,800
③ 所得割課税額48,600円未満	17,000	14,000	16,700	13,700
④ 所得割課税額97,000円未満	29,000	26,000	28,500	25,500
⑤ 所得割課税額169,000円未満	44,000	34,000	43,200	33,400
⑥ 所得割課税額301,000円未満	50,000	35,000	49,100	34,400
⑦ 所得割課税額397,000円未満	52,000	37,000	51,100	36,300
⑧ 所得割課税額397,000円以上	52,000	37,000	51,100	36,300

※算定の基礎は、これまでの所得税による算定から住民税による算定に変わります。

<幼稚園の保育料>

単位：円

階層区分	金額
① 生活保護世帯	0
② 市民税非課税世帯	0
③ 市民税所得割非課税世帯	3,000
④ 所得割課税額77,100円以下	6,100
⑤ 所得割課税額211,200円以下	
⑥ 所得割課税額211,201円以上	



※市内在住で、市外の私立幼稚園（施設型給付対象の園）を利用する場合の保育料は、別に定めます。